

三田市と学校法人関西学院の連携協力に関する協定書

三田市（以下「甲」という。）と学校法人関西学院（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携のもと、まちづくり、学術・研究、芸術・文化、産業などの分野において相互に協力し、三田市のまちづくりと関西学院神戸三田キャンパスの発展等に寄与することを目的とする。

（協力項目）

第2条 甲及び乙は、次の事項について協力する。

- (1) まちづくりに関する事項
- (2) 学術・研究に関する事項
- (3) 芸術・文化の育成・発展に関する事項
- (4) 産業振興に関する事項
- (5) その他甲及び乙が協議して必要と認める事項

（経費）

第3条 甲及び乙が連携協力するための経費の負担については、甲及び乙が協議のうえ、決定する。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日からその年度の3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1カ月前までに、甲及び乙のいずれから異議の申し入れがないときは、さらに1年更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 協力の形態、協力による成果の利用条件その他本協定に定めのない事項または変更を必要とする事項については、甲及び乙が協議のうえ、これを決定する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、協定書を二通作成し、甲及び乙が記名捺印のうえ、おのおの一通を保有する。

2005年 2月 1日

(平成17年)

甲 三 田 市 長

岡田義弘



乙 学校法人関西学院理事長

山内一郎

